自己資金型ESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）について

　ESCO事業とは既存設備の改修において、民間事業者が設計・施工、運転・維持管理などの包括的なサービスを提供し、その結果得られるエネルギー削減効果等を保証し、光熱水費の削減を図る事業です。

自己資金型では、既存設備の改修等に要する初期投資については、自治体が行います。一方、ESCO事業者は自治体に対して省エネルギー改修によるエネルギーの削減を保証し、光熱水費の削減を実現します。自治体は実現する光熱水費の削減分の一部を省エネルギーサービスに対する報酬として省エネルギーサービス料をESCO事業者に支払います。

